



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1049 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
1050 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)..... 3
1051 生活保護法による指定医療機関の休止	( " )..... 4
1052 生活保護法による医療機関の指定	( " )..... 4
1053 "	( " )..... 4
1054 保安林の指定	(森林整備課)..... 5
1055 林業種苗生産事業者講習会の実施	( " )..... 5
1056 国道370号(仮称2号トンネル)道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(道路建設課)..... 5

### ○ 公告

入札公告	(道路建設課)..... 10
------	-----------------

## 告 示

### 和歌山県告示第1049号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県和歌山市田屋138番地  
名称 株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県岩出市根来字洞尾1705番6他  
名称 株式会社松源 新センター
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

#### 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

平成30年9月21日から同年10月11日まで

## (2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )
第2号イ AZ-341	2	60回/分	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ AXY-300	1	70回/分	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ AX-321	2	60回/分	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ NYL-165V2	1	250回 /分	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ NAS-330	2	65枚/分	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ MK-A6	2	400枚 /分	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ F-103	1	2,000kg /時	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ MP-083	1	440kg /時	平成 31.9.1	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ FMG-157P	1	1,450kg /時	平成 31.9.1	5時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号イ MP-117	1	4,200パ ック/時	平成 31.9.1	5時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
第2号ロ SWD3500R	1	300個 /時	平成 31.9.1	13時間	通常	10	6-8	300	200	200	120	15	100	30
					最大	15	6-8	300	200	200	150	20	100	100

第66号の5	1	40万食 /月	平成 31.9.1	19時間	通常	90	6-8	1,600	1,150	650	120	15	240	30
					最大	110	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )		
排水 処理 設備	RC・ 鋼板 製	W20.3 × L10.0 × H8.0	140	凝集 加圧 浮上 /膜 分離 活性 汚泥	平成 31.7.1	通常	処理 前	110	6-8	1,600	1,150	650	120	15	240	30	
							処理 後	110	5.8- 8.6	80	50	90	30	4.5	30	30	
							最大	処理 前	140	6-8	2,000	1,400	800	150	20	300	100
								処理 後	140	5.8- 8.6	110	50	140	30	4.5	30	100
浄化 槽	FRP 製	W11.0 × L3.1 × H3.3	19	担体 流動 浮上 ろ過	平成 31.7.1	通常	処理 前	15	6-8	180	100	180	40	5	25	2,000	
							処理 後	15	5.8- 8.6	18	40	12	35	5	25	200	
							最大	処理 前	19	6-8	200	120	200	45	8	30	3,000
								処理 後	19	5.8- 8.6	20	50	15	40	8	30	300

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
排水口No.1	通常	125	5.8- 8.6	72.6	48.8	80.6	30.6	4.6	29.4	30
	最大	159	5.8- 8.6	110	50	140	40	8	30	300
雨水排水口No.1	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1050号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南歯新 4-26	岡田歯科医院	海南市日方1500-22	平成 30. 6. 30

## 和歌山県告示第1051号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年月日
東医新 8-26	稲生医院	東牟婁郡串本町串本1735-52	平成 30. 5. 12

## 和歌山県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
紀医新 58-29	たま整形外科	紀の川市貴志川町井ノ口974-4	平成 30. 4. 1
東薬新 17-29	みらい薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目81番地	平成 30. 4. 1
東医新 35-29	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番地4	平成 30. 4. 1

## 和歌山県告示第1053号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年月日
--------------	--------	------------------	---------------	-----------------	------------

海南訪新 11-30	医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護ステーション 海南	海南市阪井1769番地 1、1770番地1	平成 30.4.1
---------------	---------	-----------	------------------	--------------------------	--------------

**和歌山県告示第1054号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字川又字小潰620の36
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1055号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開催日時 平成30年10月17日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所

- (1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
- (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）

## 3 講習科目

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

## 4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に平成30年9月28日（金）までに申し込むこと。

## 5 その他

- (1) 申込書の用紙は、林務課で交付する。
- (2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：1,800円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

**和歌山県告示第1056号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

平成30年度 県債道改交金 第7号-4

(2) 工事名

国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が5名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。

イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。

ウ 平成15年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）としてNATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡しを完了した施工実績を有していること。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

（ア）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

c a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

（イ）平成15年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）の従業員としてNATMによる道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡しを完了した施工経験（掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）を有する者であること。

- (ウ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を過去5年以内に修了している者であること。
- (エ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。
- (3) 共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。
- エ 国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
- カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。
- キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。
- ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。
- サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評定値が850点以上であること。
- ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあつては、この限りでない。
- (ア) 次に掲げる国家資格を有する者であること。
- a 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者
- b 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者
- c 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者
- (イ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。
- セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて

同じ。)とその親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)、持分会社(合名会社、合資会社及び合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が他方の役員を兼ねている場合(一方が民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。)

エ 一方の役員が、他方の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。)を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合(共同企業体を含む。)とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

### 3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類(以下「申請書類」という。)は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア及びオからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。  
なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票(いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの)

ウ 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

エ 使用印鑑届

オ 共同企業体の協定書の写し

カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。)の写し

ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面

ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面

コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあつては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書

シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し

ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面



(ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面

(イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し  
セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

(2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ (エ) 及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、平成30年9月21日（金）から同年10月3日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

平成30年9月21日（金）から同年10月3日（水）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年9月25日（火）から同年10月3日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課に対して書面等（ファクシミリ及びメールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 平成30年9月25日（火）から同年10月4日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月4日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成30年10月4日（木）午後2時までに、和歌山県県土整備部道路局道路建設課へ必着させること。

#### 5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3092

メール e0802002@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により平成30年10月12日（金）までに通知するものとする。

#### 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成30年10月15日（月）から同月23日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成30年10月26日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

## 入札公告

国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成30年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 平成30年度 県債道改交金 第7号-4
- (2) 工事名 国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事
- (3) 工事場所 海草郡紀美野町中外地内
- (4) 工事概要 延長1,330m 幅員5.5（6.5）m  
トンネル工（New Austrian Tunneling Method）  
L=1,330m（CⅠ=277m、CⅡ=816m、DⅠ=201m、DⅢ=36m）  
補助工法  
小口径長尺鋼管フォアパイリング L=18m
- (5) 工期 900日間
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 共同企業体
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE（Value Engineering）方式工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (12) 本工事は、低入札価格調査実施要領（平成16年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第1056号に規定する国道370号（仮称2号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 入札手続等

- (1) 入札契約事務担当課  
和歌山県県土整備部道路局道路建設課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-3092
- (2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等  
ア 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

イ 期間

平成30年9月21日（金）から同年11月5日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

（ア）和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

平成30年9月21日（金）から同年11月5日（月）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

（イ）入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を（2）アの場所において（2）イの期間交付する。また、設計図書を（2）アの場所において（2）イの期間CD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、平成30年11月6日（火）から同月8日（木）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

（ア）電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

（イ）電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

（ア）場所

（2）アに同じ。

（イ）期間

平成30年11月6日（火）から同月8日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により平成30年11月6日（火）午前9時から同月8日（木）午後5時までの間に到着すること。

（ウ）その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(4) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(5) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

(2) アに同じ。

イ 開札日

平成30年11月9日（金）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(6) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち合わせて行うものとする。

(7) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

平成30年11月12日（月）

イ 公表予定時刻

午後2時

(8) 落札決定予定日

平成30年12月25日（火）

(9) 入札結果の公表

落札決定日の翌日

(10) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2)アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いなくて入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合

b 4(2)ア(イ)b又は4(2)ア(ウ)に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合

(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 入札時に工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出しなかった者

(ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(コ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件を満たさなくなった者

(サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(シ) 虚偽の技術提案を提出した者

(ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

(ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格

調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア 覆工コンクリートの品質向上（美観を含む。）についての提案

イ ロックボルト工（補助工法区間を除く。）の品質向上についての提案

ウ コンクリート舗装の品質向上についての提案

エ 工事による周辺環境への影響の低減についての提案

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成30年度 請負代金額の約3%の金額

イ 平成31年度 請負代金額の約17%の金額

ウ 平成32年度 請負代金額の約52%の金額

エ 平成33年度 請負代金額の約28%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後から本契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the 2gou Tunnel

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 4 October 2018

(3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 8 November 2018 (tenders bring with 5:00 P.M. 8 November 2018 or submitted by

mail 5:00 P.M. 8 November 2018)

(4) Contact point for the notice :

Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,  
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3092